

二 ツ 口 地 区

地区計画

平成8年3月

本庄市

本庄都市計画地区計画の変更(本庄市決定)

都市計画二ツ口地区地区計画を次のように決定する。

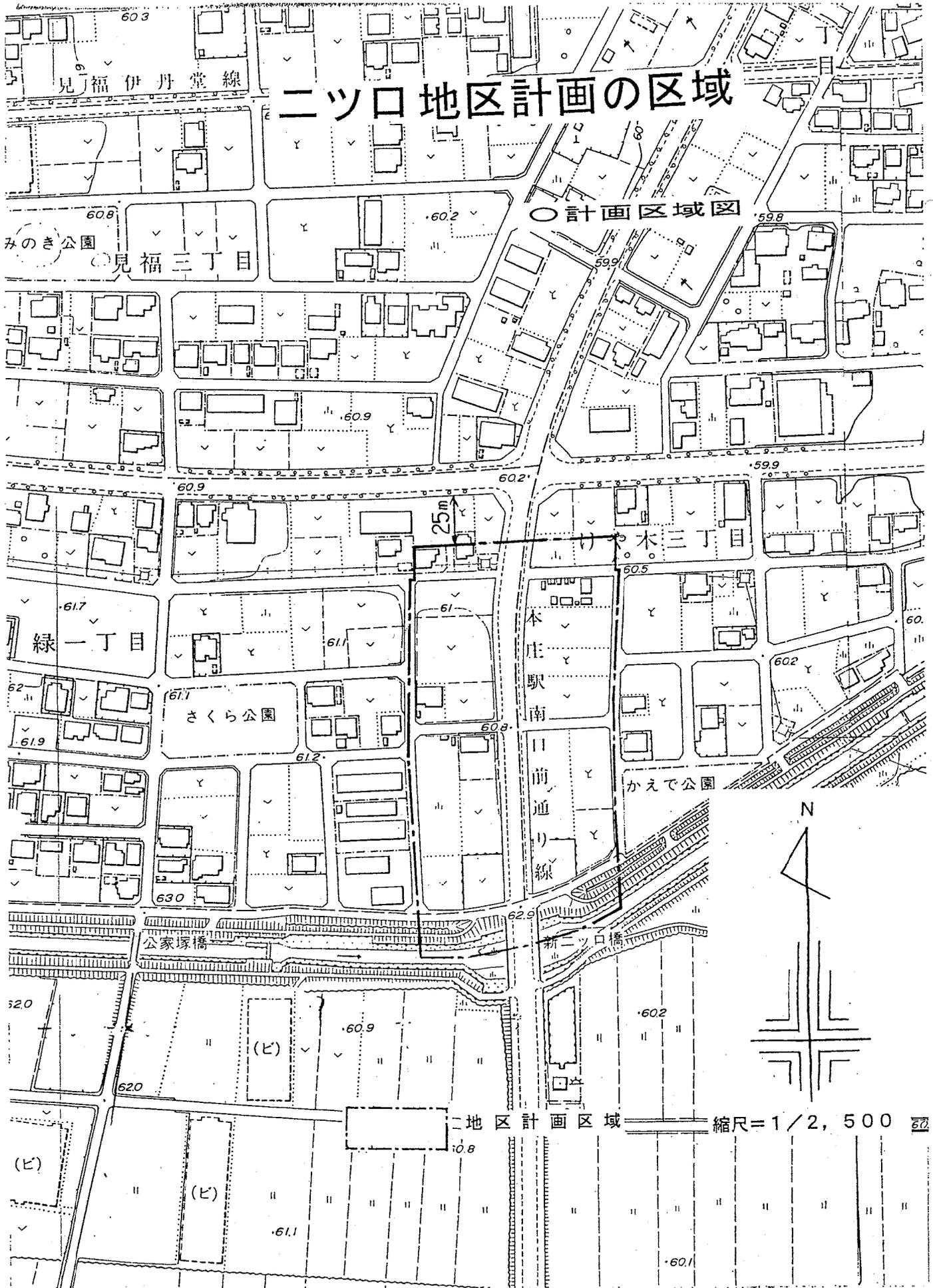
名称		二ツ口地区地区計画
位置		本庄市緑一丁目及びけや木三丁目の各一部
面積		約2.1ha
地区の整備開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR高崎線本庄駅から南へ約1.1kmに位置し、都市計画道路本庄駅南口前通り線の沿道地区である。 このため地区計画の策定により、建築物等の規制、誘導を推進し、良好な都市環境の形成、保全を図り、活力あるまちづくりを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、住宅の環境の保護を図るための地区として土地利用を図るが、本庄駅南口前通り線に接する宅地については、居住環境に配慮しつつ沿道サービス系の土地利用を図る。
	地区施設の配置方針	本地区における地区施設は、区画整理事業により道路等が整備されており、今後その維持、保全を図るものとする。
	建築物等の整備方針	都市環境が損なわれないよう建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度を定め、本庄駅南口前通り線に接する宅地については良好な沿道環境を誘導するため、壁面の位置の制限を行う。また良好な都市環境の形成、保全を図るため、建築物等の形態または意匠の制限を行うとともに垣、柵の構造の制限を行い緑化の推進を図る。
地区整備計画	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。 2. カラオケボックスその他これに類するもの。
	建築物の敷地面積の最低限度	120㎡
	建築物の壁面の位置の制限	都市計画道路本庄駅南口前通り線との境界線から建築物の外壁またはこれに代わる柱の面までの距離は、1.5m以上とする。
	形態又は意匠の制限	外壁等の色彩は地区の環境に調和したのものとする。刺激的な原色(赤・黄・黒・紫)及び蛍光色はさける。
	垣、柵の構造の制限	道路境界に設ける垣、柵の構造(門柱・門扉を除く)は、次の各号に掲げるものとする。 1. 生垣(樹木は後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。) 2. 前面道路の路面の中心から高さ1.5m以下の透視可能なフェンスで基礎部分の高さ等は、前面道路の路面の中心から高さ90cm以下とする。

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり。」

理由:適正な土地利用を図るとともに良好な都市環境の形成、保全を図る。

ニツロ地区計画の区域

○ 計画区域図



ニツロ地区計画区域 縮尺=1/2,500